

東京電力福島第一原発事故による 諸外国の食品等の輸入規制撤廃・緩和の概要

◇諸外国の食品等の輸入規制の状況(平成30年1月12日時点)

規制措置の内容/国・地域数		国・地域名		
事故後輸入 規制を措置	規制措置を完全撤廃した国	26	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン	
	輸入規制 を継続して 措置	一部の都県を対象に輸入停止	9	7 2 韓国、中国、シンガポール、香港、マカオ、台湾、ロシア (日本での出荷制限品目を停止)米、フィリピン
		一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書を要求	17	インドネシア、仏領ポリネシア、オマーン、パレチン、エジプト、コンゴ民主共和国、モロッコ、ブラジル、EU※、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)、ブルネイ、ニューカレドニア、アラブ首長国連邦(UAE)、レバノン ※EU加盟国(28か国)を1地域とカウント。
		自国での検査強化	2	イスラエル、トルコ
54	28			

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。注2) タイ政府は規制措置を撤廃したが、一部の野生動物肉についてのみ検査証明書を要求。

◇最近の規制措置が完全撤廃された例 ◇最近の輸入規制緩和の例

撤廃された年月	国名	緩和された年月	国・地域名	緩和の主な内容
平成26年1月	イラク	平成28年4、7、8、9、10、12月	米	輸入停止(福島県等)→一部の品目が順次解除
"	豪州	6、9月	仏領ポリネシア	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小(福島県の野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等を検査証明対象から除外等)(9月)
平成27年5月	タイ ※一部の野生動物肉を除く	7月	カタール	検査報告書(47都道府県)→輸入時サンプル検査
11月	ボリビア	"	イスラエル	輸入時サンプル検査の対象地域及び対象品目が縮小
平成28年2月	インド	10月	ニューカレドニア	輸入停止(12都県の全ての食品・飼料)→解除(野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等について証明書の添付も不要に)
5月	クウェート	12月	UAE	検査証明書の対象地域の縮小(15都県の全ての食品・飼料→5県のみ)
8月	ネパール	平成29年3月	レバノン	全ての食品・飼料について検査報告書の添付で輸入可能に
12月	イラン	4月	ロシア	青森県に所在する施設での水産物について、検査証明書の添付が不要に
"	モーリシャス	9、11月	米	・福島等5県産の牛乳・乳製品について、輸入時の(放射性物質に係る)安全性証明が不要に ・輸入停止(福島県等)→一部の品目の解除等
平成29年4月	カタール	12月	EU※	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小(福島県のコマ等を検査証明対象から除外等)
"	ウクライナ	平成30年1月	トルコ	輸入時全ロット検査の対象品目が縮小(切り花、盆栽等を検査対象から除外)
10月	パキスタン			
11月	サウジアラビア			
12月	アルゼンチン			

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン(EFTA加盟国)もEUに準拠した規制緩和を実施。

農林水産省

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、撤廃・緩和されてきており、規制を設けている国・地域の数は事故後の54から28まで減少しています。

本資料への収録日：平成30年2月28日